第三条第二項中「前項第二十六号から第二十九号まで」を「前項第二十八号から第三十一号まで」に改め、同条第三項中「第一項第二十号、第二十一号及び第三十号」を「第一項第二十二号、第二十三号及び第三十二号」に改め、同条第四項中「第一項第三十一号」を「第一項第三十三号」に改める。

第六条第一項第二十三号中「、業務勘定及び調整勘定」を削り、同項第二十四号中「並びに」の下に「同特別会計の食糧管理勘定に属する」を加える。

第七条中第十二号及び第十三号を削り、第十四号を第十二号とし、第十五号を第十三号とし、同条第十六号中「農業共済再保険特別会計」を「食料安定供給特別会計の農業経営安定勘定及び農業共済再保険勘定」に改め、同号を同条第十四号とし、同条中第十七号を削り、第十八号を第十五号とし、第十九号から第二十六号までを三号ずつ繰り上げる。

第十九条中第六号を第八号とし、第三号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三　食料安定供給特別会計の業務勘定の経理に関すること。

四　食料安定供給特別会計の業務勘定に属する物品の管理に関すること。

第五十三条第五号中「、業務勘定及び調整勘定」を削り、同条第六号中「並びに」の下に「同特別会計の食糧管理勘定に属する」を加える。

第六十八条中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十五条第一項に規定する土地、立木、工作物及び権利の管理及び処分に関すること。

第六十八条第六号を削る。

第七十二条第二号中「農業共済再保険特別会計」を「食料安定供給特別会計の農業共済再保険勘定」に改め、同条中第三号を削り、第四号を第三号とする。

第百二十二条第二十六号中「漁船再保険及び漁業共済保険特別会計」を「食料安定供給特別会計の漁船再保険勘定及び漁業共済保険勘定」に改め、同条中第二十七号を削り、第二十八号を第二十七号とする。

第百三十三条第二号中「漁船再保険及び漁業共済保険特別会計」を「食料安定供給特別会計の漁船再保険勘定及び漁業共済保険勘定」に改め、同条第三号を削る。

附則中第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条を第八条とする。

附則第六条の次に次の一条を加える。

（経営局農地政策課の所掌事務の特例）

第七条　経営局農地政策課は、第六十八条各号に掲げる事務のほか、当分の間、農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）附則第八条第一項に規定する土地等の管理及び処分に関する事務をつかさどる。

（国土交通省組織令の一部改正）

第十八条　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号から第三十号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「前項第二十七号から第二十九号まで」を「前項第二十六号から第二十八号まで」に改める。

第七条第二十七号及び第八条第一項第十七号を削る。

第九条中第五号を削り、第六号を第五号とする。

第十二条第六号中「自動車安全特別会計」の下に「の保障勘定、自動車検査登録勘定及び自動車事故対策勘定」を加える。

第十四条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第十五条第一項第十二号中「社会資本整備事業特別会計」を「自動車安全特別会計」に改める。

第二十七条中第六号を削り、第七号を第六号とする。

第八十二条中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とする。

第九十二条中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とする。

第百六条中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第百三十一条第十五号中「自動車安全特別会計」の下に「の保障勘定、自動車検査登録勘定及び自動車事故対策勘定」を加える。

第百五十八条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第百六十五条第五号中「社会資本整備事業特別会計」を「自動車安全特別会計」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（食料安定供給特別会計に関する歳入の繰入れ等に関する経過措置）

第二条　特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第八条第一項の規定により旧食料安定供給特別会計（同項に規定する旧食料安定供給特別会計をいう。以下この条及び次条において同じ。）の農業経営基盤強化勘定、農業経営安定勘定、米管理勘定、麦管理勘定、業務勘定又は調整勘定から一般会計又は新食料安定供給特別会計（同項に規定する新食料安定供給特別会計をいう。以下この条及び次条において同じ。）の農業経営安定勘定、食糧管理勘定若しくは業務勘定の平成二十六年度の歳入に繰り入れる場合には、次の各号に掲げる旧食料安定供給特別会計の勘定の区分に応じ、当該各号に定める一般会計又は新食料安定供給特別会計の勘定に繰り入れるものとする。

一　旧食料安定供給特別会計の農業経営基盤強化勘定　一般会計

二　旧食料安定供給特別会計の農業経営安定勘定　新食料安定供給特別会計の農業経営安定勘定

三　旧食料安定供給特別会計の米管理勘定又は麦管理勘定　新食料安定供給特別会計の食糧管理勘定

四　旧食料安定供給特別会計の業務勘定　新食料安定供給特別会計の業務勘定

五　旧食料安定供給特別会計の調整勘定　旧食料安定供給特別会計の農業経営基盤強化勘定に係るものにあっては一般会計、旧食料安定供給特別会計の農業経営安定勘定に係るものにあっては新食料安定供給特別会計の農業経営安定勘定

第三条　改正法附則第八条第四項に規定する旧食料安定供給特別会計の農業経営基盤強化勘定、米管理勘定、麦管理勘定又は調整勘定に所属する権利義務は、次の各号に掲げる権利義務の区分に応じ、当該各号に定める一般会計又は新食料安定供給特別会計の勘定に帰属するものとする。

一　旧食料安定供給特別会計の農業経営基盤強化勘定に所属する権利義務　一般会計

二　旧食料安定供給特別会計の米管理勘定又は麦管理勘定に所属する権利義務　新食料安定供給特別会計の食糧管理勘定

三　旧食料安定供給特別会計の調整勘定に所属する権利義務　新食料安定供給特別会計の食糧管理勘定（旧食料安定供給特別会計の農業経営基盤強化勘定に係るものにあっては一般会計、旧食料安定供給特別会計の農業経営安定勘定に係るものにあっては新食料安定供給特別会計の農業経営安定勘定、旧食料安定供給特別会計の業務勘定に係るものにあっては新食料安定供給特別会計の業務勘定）

（国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第四条の規定による改正後の国税収納金整理資金に関する法律施行令第四条の二から第四条の四までの規定は、平成二十六年度の国税収納金整理資金から適用し、平成二十五年度以前の国税収納金整理資金については、なお従前の例による。